

## 阿寒摩周国立公園及び弟子屈町内の公設野営場の連携に関する協定書

環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所（以下「甲」という。）、北海道釧路総合振興局（以下「乙」という。）及び弟子屈町（以下「丙」という。）は、阿寒摩周国立公園（摩周エリア）及び弟子屈町内の公設野営場の管理運営について、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、国立公園満喫プロジェクトに取り組む阿寒摩周国立公園や周辺の自然を活かした地域活性化の取り組みを進めるため、甲乙丙が同地域内にそれぞれ設置している公設野営場の管理運営について、相互に機能を補完しつつ、連携・協力することを目的とする。

### （対象施設）

第2条 本協定で対象とする施設は以下のとおりとする。

- 甲 和琴野営場（北海道川上郡弟子屈町字屈斜路）
- 乙 砂湯野営場（北海道川上郡弟子屈町字美留和）
- 丙 桜ヶ丘森林公園オートキャンプ場（北海道川上郡弟子屈町桜丘）

### （基本原則）

第3条 甲乙丙は、次の基本原則を念頭に置いて各施設を管理運営するものとする。

- （1）地域の利用者だけでなく国内外の旅行者も利用する施設であることを認識し、幅広いニーズに対応した質の高いサービスを提供するよう努める。
- （2）各施設の利用を通じて地域の魅力を伝え、地域の観光利用を促進することで、地域の活性化に貢献する。
- （3）各施設の利用推進を通じ、国立公園をはじめとする地域の自然資源の持続可能な活用のための仕組みづくりに努める。
- （4）第1条目的に向けて幅広い情報交換と意見交換を行い、互いの有する権限・機能の活用を検討する。

### （取組事項）

第4条 甲乙丙は次に掲げる事項について連携・協力して取り組む。

- （1）各自の管理する対象施設についてそれぞれの特徴を整理した上で、一体的な集客を図る。
- （2）各施設において阿寒摩周国立公園及び周辺の自然環境や観光に関する情報を積極的に発信し、国立公園等の利用推進を図る。
- （3）野営場の収益の一部を、国立公園及び弟子屈町内の自然環境の保全や施設の維持管

理に還元する。

(4) 管理運営を委託等する場合、各施設の委託先を同一にする等により、一体的な管理運営が図られるよう努める。

(補則)

第5条 本協定に定めるもののほか、本協定に関し必要な事項については、甲乙丙が協議して別に定めるものとする。

2 本協定に定める内容に疑義が生じた場合は、甲乙丙が協議してその解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲乙丙押印の上、各自1通を所持するものとする。

令和元年12月19日

甲 北海道釧路市幸町10丁目3番地

環境省北海道地方環境事務所

釧路自然環境事務所長 田邊 仁



乙 北海道釧路市浦見2丁目2番54号

北海道釧路総合振興局長 山口 修司



丙 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号

弟子屈町長 德永 哲雄

